**令和5年10月**

**兵庫県**

**兵庫県生成AI利用ガイドライン**

[第１　本ガイドラインの目的 1](#_Toc180482472)

[第２　本ガイドラインの対象 1](#_Toc180482473)

[1　対象となる生成AIシステム 1](#_Toc180482474)

[2　対象となる職員等 1](#_Toc180482475)

[第３　生成AIを利用する際の基本事項 1](#_Toc180482476)

[1　県庁WANではMicrosoft Copilotの利用が可能であること 2](#_Toc180482477)

[2　有償サービスの利用が可能であること 2](#_Toc180482478)

[3　事前に所属長の許可を得ること（上記１・２を除く。） 2](#_Toc180482479)

[4　指針の関係規定に留意すること 2](#_Toc180482480)

[5　適切な生成物を得るための工夫が必須であること 3](#_Toc180482481)

[第４　データの入力に際して留意すべき事項 3](#_Toc180482482)

[1　入力不可の情報 3](#_Toc180482483)

[(1)　情報公開条例第6条の「非公開情報」 3](#_Toc180482484)

[(2)　個人情報保護法第2条第1項の「個人情報」 5](#_Toc180482485)

[2　入力に注意を要する情報 5](#_Toc180482486)

[(1)　地方公務員法第34条の「職務上知り得た秘密」 5](#_Toc180482487)

[(2)　第三者が著作権を有するデータ（他者の著作物等） 5](#_Toc180482488)

[(3)　登録商標・意匠（ロゴ・デザイン等） 6](#_Toc180482489)

[(4)　著名人の氏名や肖像 6](#_Toc180482490)

[第５　生成物の利用に際して留意すべき事項 6](#_Toc180482491)

[1　内容確認と修正加工を行うこと 6](#_Toc180482492)

[2　AIによる生成物であることの表示 6](#_Toc180482493)

[3　その他の留意事項 7](#_Toc180482494)

[(1)　生成物の内容に誤りや偏りが含まれている可能性がある 7](#_Toc180482495)

[(2)　生成物を利用する行為が他者の権利を侵害する可能性がある 7](#_Toc180482496)

[(3)　生成物に著作権が発生しない可能性がある 8](#_Toc180482497)

[(4)　生成物を営利目的で利用できない可能性がある 8](#_Toc180482498)

[(5)　個々の生成AIシステムの利用規約上の制限を確認する 8](#_Toc180482499)

[(6)　生成した画像は公開する資料には用いない 8](#_Toc180482500)

[第６　生成AIの効果的な使い方 9](#_Toc180482501)

[1　どのような使い方が有効か 9](#_Toc180482502)

[2　適切なプロンプトの要点 9](#_Toc180482503)

[(1) 具体的に指示する 9](#_Toc180482504)

[(2) 質問を重ねる 9](#_Toc180482505)

[(3) 生成AIが理解しやすい構成にする 10](#_Toc180482506)

[(4) 生成AIにロール（役割）を与える 10](#_Toc180482507)

[第７　その他 10](#_Toc180482508)

[1　問題発生時の対応 10](#_Toc180482509)

[2　疑義の問合せ 10](#_Toc180482510)

[3　ガイドラインの改定等 10](#_Toc180482511)

[4　研修の実施等 10](#_Toc180482512)

（付録１）兵庫県生成AI利用ガイドライン Q&A集

（付録２）兵庫県生成AI利用ガイドライン プロンプト集

更新履歴

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 版 | 発行日 | 改定内容 |
| 第1.0版 | 令和5年10月19日 | 初版発行 |
| 第1.1版 | 令和5年12月18日 | GPT-3、GPT-4の情報を更新 |
| 第2.0版 | 令和６年 5月1日 | 画像生成AIに関する更新等 |
| 第2.1版 | 令和６年10月22日 | 商用データ保護機能の変更 |

# 第１　本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、近年の技術革新により実用段階に入った「生成AI（新たなデータを生成するAI）」を県の業務で利用する際の留意事項を記したものである。

生成AIは、幅広い業務の効率化に活用できると期待される一方、入力するデータや生成物の利用方法によっては法令違反や、他者の権利を侵害する可能性がある。

こうした事態を防ぐためにどのような点に留意する必要があるか、さらに、今後確実に普及する技術であることを踏まえ、生産性の向上のためにどう使いこなしていくか、この2つの観点から、参考になる情報を生成AIの利用者となる職員に提供するのが本ガイドラインの目的である。

本ガイドラインは、兵庫県情報セキュリティ対策指針（以下「指針」という。）第38条第5項に基づき定めるものである。あくまで「利用」のガイドラインではあるが、なお一層の業務の効率化や質の向上を図るために、県として生成AIを組み込んだ情報システムの開発、運用を行う場合にも、本ガイドラインを適宜参照されたい。

なお、本ガイドラインで用いる用語は、原則指針の用語の例による。

# 第２　本ガイドラインの対象

## 1　対象となる生成AIシステム

指針第18条の2に定める「生成AIシステム」を対象とする。文章等の生成機能と他の機能を組み合わせた情報システム（例：音声から文字起こしを行う会議録作成支援システムに生成AIによる要約機能を組み合わせたもの）も対象となるので留意すること。

なお、本ガイドラインは、文章及び画像生成AIシステムを念頭に置いて記述していることから、動画、音声、音楽等を生成するものについては、内容が不十分な可能性がある。画像等の生成AIシステムを導入しようとする所属は、指針第13条第1項の趣旨を踏まえ、必要に応じて情報セキュリティ対策統括者（企画部デジタル改革課システム企画官。以下「統括者」という。）に事前相談、事後報告を行う等、情報セキュリティ対策に遺漏がないよう留意すること。

## 2　対象となる職員等

指針第3条第3項に定めるすべての職員を対象とする。

県から業務委託を受ける外部の事業者に対しては、委託契約書等で生成AIによる生成物を含む成果物の取扱い等について必要な規定を設けることなどにより、受託業務の遂行に当たって本ガイドラインに沿った対応を求めること。

なお、本ガイドラインは、生成AIシステムの利用者となる職員向けに留意事項をまとめたものであるが、情報システムの運用管理者及び利用責任者も適宜参照されたい。

# 第３　生成AIを利用する際の基本事項

## 1　県庁WANではMicrosoft Copilotの利用が可能であること

県庁WANのユーザIDが付与された職員は、県庁WANに接続されたパソコンから、Microsoft社が提供する生成AIサービスである「Copilot」の利用が可能である。

Copilotは、エンタープライズデータ保護（コンプライアンス標準）と称されるセキュリティ機能を備えており、入力情報を学習しない仕様で提供されている。ただし、エンタープライズデータ保護は、Microsoft Edgeに県庁WANのユーザIDでサインイン（ログイン）することで有効となるため、必ずサインイン（ログイン）した状態で利用すること。

## 2　有償サービスの利用が可能であること

企画部デジタル改革課（以下「デジタル改革課」という。）で一定の管理機能が付加された有償サービスを導入している。ライセンス数の範囲内で必要と認める職員に利用権限を付与するので、希望する職員（県庁WANのユーザIDが付与された者に限る。）は、上司の了解を得た上でデジタル改革課に申し出ること。

## 3　事前に所属長の許可を得ること（上記１・２を除く。）

上記１及び２のサービスは、指針第18条の２第１号の「運用管理者が利用者を定める生成AIシステム」（所属長の許可及び利用許可簿の記録は不要）とする。

職員がこれら以外の外部サービスとして無償で提供される生成AIシステムを業務で利用する場合は、指針第18条の２第1号に基づき、事前に所属長（指針第11条第2項各号に掲げる者をいう。以下同じ。）の許可を得ること。所属長は、職員に指針及びガイドラインが定める留意事項を十分確認させるとともに、利用を許可した際には、利用許可簿（別添様式）に記録の上、各所属で保管すること。

なお、利用許可の対象となるのは、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）が可能な生成AIシステムに原則限るものとし、職員はオプトアウトを選択して利用すること。

また、外部サービスで電子メールアドレスによる利用登録が要求される場合は、原則として職場の個人アドレスで行うこと。

## 4　指針の関係規定に留意すること

生成AIシステムを利用する際は、指針の関係規定、特に第18条（利用禁止行為）及び第18条の2（生成AIシステムの利用）の規定に留意すること。

生成AIシステムは基本的に「ユーザがデータを入力し、AIが処理を行い、ユーザが生成物を得る」ものであることから、個別の留意すべき事項については、「データの入力」と「生成物の利用」の2つの側面に分けて次章以降で示す。

「第４ データの入力に際して留意すべき事項」

「第５ 生成物の利用に際して留意すべき事項」

## 5　適切な生成物を得るための工夫が必須であること

生成AIシステムに入力する指示や条件を含むテキストのことを「プロンプト」という。生成物の質は入力するプロンプトの質に依存することから、生成AIシステムの利用時は、具体的に指示する、質問を重ねる等、適切な生成物を得るための工夫が必須である。

詳しくは「第６ 生成AIの効果的な使い方」を参照のこと。

# 第４　データの入力に際して留意すべき事項

## 1　入力不可の情報

### (1)　情報公開条例第6条の「非公開情報」

安全性が確認されたものとして統括者が許可した生成AIシステムを除き、入力情報が外部に漏えいする可能性があることから、情報公開条例第6条に定める非公開情報を入力情報に含めないこと。

※現在、指針18条の2第2号の「安全性が確認されたものとして統括者が許可した生成AIシステム」はない。前述の「有償サービス」は「安全性が確認されたものとして統括者が許可した生成AIシステム」ではなく、指針第18条の2第1号の「運用管理者が利用者を定める生成AIシステム」である。

#### 【参考】情報公開条例第6条に定める非公開情報一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **号数** | **非公開理由** | **内容** | **例示** |
| 第１号 | 個人に関する情報 | ・特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの・特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの | ・氏名、印影、住所、生年月日、電話番号、収入、思想、信条、健康状態、学歴、職業、所属、生体情報（顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋等）・公的な番号（パスポート・基礎年金・免許証・保険証の番号、住民票コード、マイナンバー）※公示情報（例：株式会社代表取締役の住所・氏名）は公開※公務員情報は私人情報を除き公開※他の公開情報との照合により個人の特定につながる情報も非公開 |
| 第２号 | 法人等に関する情報 | ・法人等に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの | ・経営上・取引上の秘密（取引先名、顧客名簿、製造プロセス、商品売上額、販売計画、設備投資計画等）・内部管理情報（経営方針、社内管理体制、就業規則、賃金体系、口座情報、借入先、納税額、代表者印影等） |
| 第３号 | 公共の安全等に関する情報 | ・公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報 | ・犯罪の予防、捜査等の警察活動及び警察活動に関わる人の生命、身体等の保護に支障が生じるおそれがある情報（捜査関係事項照会に係る内容等） |
| 第４号 | 法令秘等に関する情報 | ・法令等の規定又は法令による明示の指示により、公にすることができない情報 | ・公害紛争処理法第37条、著作権法第63条等 |
| 第５号 | 審議、検討又は協議に関する情報 | ・県の機関等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることの公益性を考慮してもなお、右記に掲げるようなおそれがある情報 | ・外部からの圧力、干渉等により率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ・未成熟な情報であるため、誤解や憶測により不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある・公開時期が尚早なため、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある情報 |
| 第６号 | 事務又は事業に関する情報 | ・県の機関等が行う事務・事業に関する情報で、公にすることにより、右記に掲げるおそれその他事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの・警察官等の氏名で、公にすることにより、事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの | ・監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課・徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするなどのおそれ・契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、地方公共団体等の財産上の利益又は地位を不当に害するおそれ・調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ・人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ・地方公共団体が経営する企業等に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ |

※詳細は「情報公開事務の手引」を参照すること。

### (2)　個人情報保護法第2条第1項の「個人情報」

安全性が確認されたものとして統括者が許可した生成AIシステムを除き、入力情報が外部に漏えいする可能性があることから、個人情報保護法第2条第1項に定める個人情報を入力情報に含めないこと。

仮に個人情報保護法第2条第1項に定める個人情報を入力する場合、県は同法第69条第1項及び第70条の規定を遵守する必要がある。

同法第70条では、個人情報を第三者に提供した行政機関の長等は、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとされているところ、生成AI事業者が生成AIサービスの個々の利用者からの要求に応じることは想定しえないことであり、同条に基づく措置要求を行うことは現実的な対応とは言えないことから、個人情報の入力は避けるべきである。

## 2　入力に注意を要する情報

### (1)　地方公務員法第34条の「職務上知り得た秘密」

安全性が確認されたものとして統括者が許可した生成AIシステムを除き、地方公務員法第34条の「職務上知り得た秘密」を入力する行為は、第三者である生成AI事業者にその秘密を漏えいする行為として同法違反に当たる可能性があるため注意すること。

この「秘密」の基準は必ずしも明確ではないが、一般的には、単に形式的に秘密に指定されているだけでは足りず、実質的に秘密として保護するに値するものである必要があるとされている。このため、入力しようとする情報が「職務上知り得た秘密」に該当するか否か不明の場合は、その情報が実質的に秘密として保護するに値するものであるかどうかを各所属で検討した上で入力すること。

なお、形式的に秘密に指定されていても、それが公文書に記録されていて、情報公開条例第6条に定める非公開情報に該当しない場合は、公開請求があれば、県民に公開する情報（≒実質的に秘密として保護するに値しない情報）となり得ることに留意すること。

業務委託先等から県が秘密保持義務を負う形で開示された情報（業務委託先等との間の秘密保持契約及び契約上の秘密保持条項の適用がある情報）については、情報公開条例第6条に定める非公開情報の第２号「法人等に関する情報」に該当し、また、「職務上知り得た秘密」に該当する可能性が高いため、入力しないこと。

### (2)　第三者が著作権を有するデータ（他者の著作物等）

単に生成AIシステムに他者の著作物を入力するだけの行為は、「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」に当たるため、著作権者の利益を不当に害するような例外的な場合を除いて、著作権侵害に該当しない（著作権法第30条の4）。また、独自モデルの作成や、いわゆるプロンプトエンジニアリング※のために他者の著作物を利用する行為も、同じ規定により、原則として著作権侵害に該当しないと考えられる。

ただし、他者が著作権を有する著作物と生成物が類似している場合は、当該生成物の利用が著作権侵害に当たる可能性があるため注意すること（p.7参照）。

※生成AIシステムでは入力するプロンプトの質が出力の質を左右することから、プロンプトを工夫することで出力の質を高める手法（＝プロンプトエンジニアリング）に注目が集まり、盛んに研究されている。

### (3)　登録商標・意匠（ロゴ・デザイン等）

商標や意匠として登録されているロゴ・デザイン等を生成AIシステムに入力することは商標権・意匠権の侵害に該当しない。一方で、他者の登録商標・意匠と類似する商標・意匠を営利目的で利用する行為は、商標権・意匠権の侵害に該当する可能性がある。著作権については、既存の著作物と類似する生成物が偶然生成された場合、当該生成物を利用しても著作権侵害に該当しない余地があるが、商標・意匠については類似の生成物が偶然生成された場合であっても、当該生成物を営利目的で利用すると商標権侵害・意匠権侵害に該当する可能性がある。このため、ロゴ・デザイン等を入力する時点では登録商標・意匠の調査の必要性は乏しいが、生成物を利用する場合には調査が必要である。

### (4)　著名人の氏名や肖像

著名人の氏名や肖像（顔写真等）を生成AIシステムに入力する行為は、当該著名人が有しているパブリシティ権の侵害には該当しないと考えられる。一方で、著名人の氏名や肖像を含む生成物を営利目的で利用する行為はパブリシティ権の侵害に該当する可能性があるので注意すること。

# 第５　生成物の利用に際して留意すべき事項

## 1　内容確認と修正加工を行うこと

生成AIによる生成物は、一見もっともらしい内容でも、不正確、不適当な内容を含んでいる可能性がある。生成物に関する説明責任や生成物の利用に関する責任は生成AIの利用者側にあり、利用者には生成物が最終的に公開されても支障のない内容であることを担保する責務がある。このことを踏まえ、生成物の利用に当たっては、複数の職員で正確性、妥当性を十分確認すること。また、生成物はあくまでも一つの素材に過ぎないという前提に立ち、生成物をそのまま利用するのではなく、原則として取捨選択、修正加工を行った上で利用すること。

## 2　AIによる生成物であることの表示

生成AIシステムの中にはOpenAIのように利用規約において、AIによる生成物をあたかも人が作成したものであるかのように表示することを禁じたり、AIによる生成物を公開する際には第三者がAIによる生成物であることを認識できるよう表示したりする義務を課すものがある。AIによる生成物を利用する場合は、こうした義務の有無を確認し、利用規約に沿った対応をすること。

なお、生成AIシステムの利用規約において表示の義務がない場合においても、AIによる生成物を取捨選択、修正加工を行わずにそのまま利用する場合は、「○○AIにより生成」「○○AIによる生成物をそのまま掲載」等と表示すること。

## 3　その他の留意事項

### (1)　生成物の内容に誤りや偏りが含まれている可能性がある

以下のような生成AIの限界を認識し、生成物の内容を過信せず、必ず根拠や事実関係を複数の職員で確認した上で利用すること。

・文章生成AIの基盤となる大規模言語モデル（LLM：Large Language Model）の原理は「ある単語の次に用いられる可能性が確率的に高い単語」を出力することで、もっともらしい文章を生成する点にある。ある単語の次に用いられる確率の高い単語がその文脈の中で常に適切な単語であるとは限らず、文章生成AIが意味を理解して出力しているわけでもないため、生成物には誤りが含まれている可能性がある。

・生成AIは通常インターネット上の情報を学習させて作成されるため、生成物に意図しない偏りが含まれている可能性がある。その偏りに気づかぬまま生成物を利用することにより、個人や集団を不当に差別することになるおそれがある。

・生成AIは通常ある特定の時点までのインターネット上の情報を学習させて作成されており、学習した時点以降の事柄には回答できないか、誤った回答をする可能性が高い。

※ChatGPTに搭載されている大規模言語モデルGPT-3.5は2022年1月まで、GPT-4（有料版で利用可）は2023年4月までの情報で学習が行われているため、それ以降の事柄に関する生成物には注意が必要。

・法的判断を含む事項は弁護士法との関係で、健康状態や治療に関する判断を含む事項は医師法との関係で、生成AIシステムの利用が問題となる可能性がある。

### (2)　生成物を利用する行為が他者の権利を侵害する可能性がある

#### ア　著作権侵害

生成物が既存の著作物と同一又は類似している場合は、生成物を利用する行為が著作権侵害に該当する可能性があるため、以下の事項に留意すること。

・特定の作者の著作物のみを学習させた特化型生成AIは利用しないこと

・プロンプトに既存の著作物の作者名、作品名を入力しないこと

・生成物を公開する場合は、生成物自体を検索サービスに入力してテキスト・画像検索するなどして、既存の著作物と類似していないか事前に調査すること

#### イ　商標権侵害等

生成したキャッチコピー等を営利目的で使う行為は、他者が権利を持つ登録商標権や登録意匠権を侵害する可能性があるので、生成物が既存の著作物に類似していないかの調査に加えて、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）を活用するなどして、登録商標・登録意匠の調査を事前に行うこと。

#### ウ　名誉毀損等

生成AIは人に関する誤った情報を生成する可能性がある。特定の人に関する情報を生成して利用する行為は、名誉棄損や信用棄損、個人情報保護法違反に該当する可能性があるため、そのような行為は行わないこと。

### (3)　生成物に著作権が発生しない可能性がある

生成物に著作権が認められるかどうかは、人の創作的な関与があったかどうかによる。業務の目的により、利用する生成物に著作権を発生させる必要がある場合は、生成物の全部又は一部を用いて加工編集するといった、人による明確な創作行為を介在させるようにすること。

### (4)　生成物を営利目的で利用できない可能性がある

例えばOpenAIの利用規約では生成物の利用には特に制限がない旨が記されているが、サービスによっては生成物を営利目的で利用できない可能性があるため、生成AIシステムの利用規約を確認すること。

### (5)　個々の生成AIシステムの利用規約上の制限を確認する

生成AIシステムのそれぞれに提供者が定めた利用規約がある。サービスによっては、本ガイドラインとは異なる規定も含めて、利用規約で独自の制限を設けている可能性があるため、それぞれの利用規約を確認すること。

【参考規約類】ChatGPT：（<https://openai.com/policies>）

　　　 　　　Gemini：（<https://policies.google.com/>）

 (<https://support.google.com/gemini/answer/13594961>)

 　　　Copilot：（<https://www.microsoft.com/ja-jp/servicesagreement/>）

 　　 (<https://learn.microsoft.com/ja-jp/copilot/privacy-and-protections>)

### (6)　生成した画像は公開する資料には用いない

生成物を利用する行為が他者の権利を侵害することのないよう注意を払ってもなお、生成した画像については、公開することで著作権等の権利侵害の指摘を受けるおそれがあるため、公開する可能性のある資料には用いないこと。

また、公開予定のない資料に用いる場合でも、生成した画像であることを第三者が認識できるよう、AIによる生成物であることを表示するほか、生成した画像ファイルを保存する場合も、AIによる生成物であることが容易に判別できる措置を講ずること。

# 第６　生成AIの効果的な使い方

## 1　どのような使い方が有効か

生成AIは下記のような幅広い使い方ができ、業務の効率化だけでなく、新たなアイデアの創出にも役立つツールである。本ガイドラインを参考にして効果的に活用してほしい。

推奨する使い方：疑問点・不明点の質問、文案の作成・校正、文章の要約、翻訳、

キーワード抽出、文章を平易に書き改める、資料の骨子案の作成、

企画やキャッチコピーのアイデア出し・壁打ち、プログラム作成

非推奨の使い方：検索、事実関係の確認、ローカルな事象の質問、最近の事象の質問

## 2　適切なプロンプトの要点

「第３ 生成AIを利用する際の基本事項」に記載のとおり、生成物の質は入力するプロンプトの質に依存する。生成AIシステムから適切な回答を引き出すため、下記の要点を参考にプロンプトを工夫すること。

なお、付録２「プロンプト集」に主な用途別にプロンプトのポイントと具体例を示しており、逐次充実させていくので、適宜参照すること。

### (1) 具体的に指示する

生成AIシステムに対する指示は、人に対する指示同様、具体的に行う方がよい。単に求める結果だけを記すのではなく、回答の条件や期待する回答のイメージをできるだけ具体的に記すのが望ましい。

悪い例）「以下の文章を要約して」

良い例）「以下の文章を100字以内で小学生でもわかるように要約して」

### (2) 質問を重ねる

最初の質問で適切な回答を引き出せなくても、「もっと具体的に教えて」「それはどういう意味ですか」など追加の質問を行うことで回答の精度を上げることができる。二度、三度と質問を重ねることが重要である。

### (3) 生成AIが理解しやすい構成にする

単なる文章ではなく、命令文と条件を分けて記述するなど、生成AIが理解しやすい構成にすることで回答の精度を上げることができる。例えば「＃命令文」や「＃条件」のように記号「#（シャープ）」を付してまず項目名を記す、個々の条件は箇条書きにするなどが効果的とされている。

### (4) 生成AIにロール（役割）を与える

生成AIは事前学習した膨大な情報を用いて、様々な人の立場に立って回答を生成することができる。そのため、期待する能力を持つ人物像をイメージし、それをロール（役割）として生成AIに付与すると、望ましい回答を得やすいとされている。

ロール（役割）設定例：プロンプトの冒頭に

「あなたは優秀なエンジニアです。」「あなたはベテランの自治体職員です。」等と記載

# 第７　その他

## 1　問題発生時の対応

生成AIシステムの利用において情報セキュリティに関わる問題（例：不適切な利用方法が発覚、不適切な表現を含む生成物を公表）が発生した場合は、直ちに所属長及び統括者に報告し、必要な措置を講じること。

## 2　疑義の問合せ

ガイドラインに関する疑義は、企画部デジタル戦略課（以下「デジタル戦略課」という。）において処理する。職員は、疑義がある場合は、都度、デジタル戦略課へ問い合わせること。デジタル戦略課は、職員から疑義の問合せがあった場合は、必要に応じて統括者と協議し、速やかに対応するよう努めるものとする。

## 3　ガイドラインの改定等

生成AIは進化の途上にある新しい技術である。本ガイドラインも、生成AIの開発状況に応じて、あるいは職員から寄せられた疑義や業務利用を進める中で生じた新たな課題、さらには職員の利用実態に照らして生じ得ると想定される課題に適時対応するため、逐次改定を行うとともに、付録１「Q&A集」を充実させていくものとする。

## 4　研修の実施等

生成AIシステムの活用に当たっては、管理監督職も含めた職員の意識啓発が重要であることから、デジタル戦略課・デジタル改革課において、生成AIの効果的な使い方や留意すべき事項に関する研修を実施するなど、生成AIの理解促進に努める。

職員は、生産性の向上に向けて生成AIシステムを使いこなしていけるよう、各種研修をはじめ様々な機会を捉えて生成AIへの理解を深める取組を進めること。

|  |
| --- |
| 本ガイドラインは、令和5年５月に発足したChatGPT等生成AI活用検討プロジェクトチームのメンバーが日々の業務の中で生成AIの活用実証を行った経験をもとに取りまとめたものです。検討過程では、PTのアドバイザーとして神戸大学大学院国際文化学研究科の村尾元教授と㈱エクサウィザーズの大植拓真取締役、県内市町、法務文書課等の関係課から助言を得、取りまとめに際しては、弁護士法人STORIAの柿沼太一弁護士、坂田晃祐弁護士に監修いただきました。ご協力いただいた方々にこの場を借りて心から感謝申し上げます。 |

《本ガイドラインに関する問合せ・ご意見は下記まで》

兵庫県生成AI利用ガイドラインは「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示4.0国際」に基づき、出典の表示を条件として自由な二次利用を許諾します。

企画部デジタル戦略課企画班

Tel：078-341-7711内線2161　直通078-362-9357

E-mail：digital\_s@pref.hyogo.lg.jp

【参考】兵庫県情報セキュリティ対策指針（関係規定抜粋）令和5年7月18日改正

（目的）

第１条　この指針は、兵庫県（以下「県」という。）の情報資産を適切に保持するため、情報システムの信頼性及び安全性の確保に必要な情報セキュリティ対策の基本方針と具体的な対策を講ずるに当たっての基準を定めるものとする。

（対象範囲）

第３条　この指針は、県の各機関が構築・運用するすべての情報システムを対象とする。

２　前項の機関の範囲は、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会並びに公営企業及び病院事業の管理者とする。

３　この指針は、前項の機関のすべての職員（臨時職員、再任用職員、非常勤職員等を含む。）及び前項の機関から情報システムの開発・運用を委託された外部委託事業者等（以下「利用者」という。）に適用する。

（情報セキュリティ対策統括者）

第８条　この指針に基づき、全庁的な情報セキュリティ対策を統括する責任者として、情報セキュリティ対策統括者（以下「統括者」という。）を置く。

２　統括者には企画部デジタル改革課システム企画官をもって充てる。

３　統括者は、情報資産の流出、漏えい、改ざん並びに情報システムの障害、誤動作等の事故（以下「事故等」という。）に対処するための体制を整備し、役割を明確化するものとする。

４　前項に掲げる体制に関し必要な事項については別に定める。

（運用管理者の責務）

第10条　この指針に基づき、情報システムの適正な運用を図るために、各情報システムに情報セキュリティ対策の運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。

２　運用管理者には、当該情報システムの業務主管課室長をもって充てる。ただし、当該情報システムにおいて他の業務管理者が定められている場合はこの限りではない。

３　運用管理者は、当該情報システムの適正な運用を図るために必要な情報セキュリティ対策の実施手順（システム運用管理要綱）を策定しなければならない。

４　運用管理者は、この指針及び実施手順の遵守状況を点検チェックシートにより適宜点検し、これらの実効性が保たれるよう必要な措置を講じなければならない。

（利用責任者の責務）

第11条　情報システムの適正な利用を確保するため、各所属に情報システムの利用責任者（以下「利用責任者」という。）を置く。

２　利用責任者には次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 本庁においては課室長とする。

(2) 地方機関においては地方機関の長、教育機関の長、県立学校の校長とする。ただし、県民局及び県民センターにあっては室等の長及び事務所の長等とする。

３　利用責任者は、各所属においてこの指針及び運用管理者が定める実施手順が遵守されるよう必要な措置を講じなければならない。

（利用者の責務）

第12条　利用者は、この指針及び実施手順を遵守し、情報システムを適正に利用しなければならない。

（評価及び見直し）

第13条　運用管理者は、この指針を踏まえた情報セキュリティ対策の遵守状況について定期的に監査し、その結果を統括者に報告しなければならない。

２　統括者は、委員会での協議を踏まえ、必要に応じて指針の見直しを行わなければならない。

（利用禁止行為）

第18条　利用者は、情報システムの利用について次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 業務に関連しない目的で情報システムを利用すること。

(2) 法令又は公序良俗に反した利用を行うこと。

(3) 他の利用者又は第三者の著作権、人権及びプライバシーを侵害するおそれのある利用を行うこと。

(4) 情報の改ざん、き損及び滅失並びに虚偽の情報提供を行うこと。

(5) 通信を阻害する行為及び情報資産に損害又は不利益を及ぼす利用を行うこと。

２　運用管理者は、前項に該当する利用が行われていると認める場合は、当該利用者に対して情報システムの利用を停止することができる。

（生成AIシステムの利用）

第18条の２　利用者は、生成AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を用いた情報システム（無償で提供される外部サービスを含む。以下「生成AIシステム」という。）の利用について、前条第１項の規定のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 運用管理者が利用者を定める生成AIシステムを除き、利用について運用管理者又は利用責任者（無償で提供される外部サービス等で運用管理者及び利用責任者の定めのない場合は、第11条第２項各号に掲げる者）の許可を得ること。

(2) 安全性が確認されたものとして統括者が許可した生成AIシステムを除き、入力情報に非公開情報（個人情報その他の情報公開条例（平成12年兵庫県条例第６号）第６条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。）を含めないこと。

(3) 生成AIから出力された結果の正確性を確認すること。

（外部サービス利用の対策）

第38条　運用管理者は、外部サービスを利用しようとする場合は、利用目的及び業務範囲を明確にするとともに、取り扱う情報の内容に応じ、情報の保存場所、裁判管轄、準拠法等のリスクの対策を検討した上で、外部サービスの提供者を選定しなければならない。

２　運用管理者は、外部サービスにおいて非公開情報を取り扱う場合は、あらかじめ統括者の許可を得なければならない。この場合において、外部サービスの提供者が不特定多数の利用者に対して提供する画一的な約款、規約等への同意のみで利用が可能となる外部サービスでは、原則として非公開情報を取り扱ってはならない。

３　運用管理者は、利用する外部サービスの情報セキュリティ対策について、外部サービスの提供者との責任の分担を定め、その実施状況を定期的に確認しなければならない。

４　統括者は、県の各機関における外部サービスの利用状況を把握し、必要な措置を講じなければならない。

５　その他外部サービスの利用に関し必要な事項については別に定める。

（生成AIシステムの対策）

第38条の２　運用管理者は、生成AIシステムの導入及び運用をするに当たり、入力情報が運用管理者の許可なく生成AIの学習に用いられない環境の整備その他情報セキュリティの確保のために必要な措置を講じなければならない。